

議提第5号

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年6月25日

小松島市議会議長 廣田和三殿

提出者	小松島市議会議員	井村 保裕
	〃	米崎 賢治
	〃	出口憲二郎
	〃	池渕 彰
	〃	南部 透
	〃	松下 大生

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則

小松島市議会会議規則（昭和42年議会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第65条中「経て」を「得て」に改める。

第84条第2項中「第81条、第82条及び前条」を「前3条」に改める。

第86条中「、印刷して」を削り、「配布」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を加える。

第88条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第127条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第152条中「議会」の次に「の会議」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。